

生駒市水道事業管理規程第 4 号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 2 6 年 7 月 1 日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和 4 3 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 別表第 1 備考中「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を削る。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。